

		ご質問	回答	回答日
1	ケアマネジメントC	ケアマネジメントCの請求について、以前は元気アップ計画書交付後の翌月に包括が請求していたが、今回からは委託ケアマネでも要件を満たせばケアマネジメントCの請求ができるということ。これについて具体的にはどのタイミングで請求するのか、また元気アップ計画書以外に半年、1年と報告書のようなものの提出が必要になるのか。加えてこれの対象になるのは4月からサービス開始となったケースでよいのか。	請求のタイミングは、包括が請求する場合と同じ、計画書交付の翌月を想定しています。計画書交付以降のフォローについては、報告書ではなく、現行のような給付サービス終了後(元気アップ計画書交付後)フォローとして半年後、1年後のタイミングでCM⇒包括⇒市へ状況報告いただく形で検討しています。開始時期は、サービス終了が4月以降であれば対象となります。	R3.3.26
2	元気アップ交付金	R3.4月以前から「くらしいき教室」を利用されている場合、利用者への元気アップ交付金はどうか？	CMに対してはケアマネジメントC、事業所に対しては4月以降の報酬単価に含んでいますが、R3.4月以降に利用開始する利用者に対しては設定していません。ただし、R3.3月以前に利用を開始し、R3.4月以降にサービスが終了する場合の利用者に対しては、従前どおりの交付をします。	R3.3.26
3	いきいき訪問	いきいき訪問について、初回の利用者負担は無料、給付管理対象外とのことだが、リハ職が初回訪問しアセスメント支援を行った事についての報酬はなしということでしょうか。	リハ職に対する報酬はあります。(給付から10割)	R3.3.26
4	いきいき訪問	総合事業資料「いきいき訪問」の流れについて、①P16プラン作成→訪問、②P18プラン作成前(作成なし)→訪問におけるケアマネジメント費はどうか？ リハ職に対する報酬の請求はどのようになる？	①は従前どおり、ケアマネジメント費あり。②は、ケアプランを作成していないので、ケアマネジメント費は請求できません。ただし、元気アップ計画書の作成により事後フォローをしていただくことにより、ケアマネジメントCの請求が可能です。また、給付管理については、①②とも必要はありません。「いきいき訪問」サービス提供事業所が国保連に請求(国保連請求のコードを、初回(利用者負担あり)・2回目以降(利用者負担無し)の2種類提供)、加えて実施報告書を担当CM、市役所それぞれへ提出していただきます。	R3.3.26
5	応援会議	【くらしいき教室利用者のサービス開始時の書類提出について】 応援会議提出時と同内容の書類提出が必要か？簡略化はないのか	給付サービスが継続となった場合、事前・事後評価の資料が提出できるよう、これまでの応援会議1回目提出時と同じ資料を提出していただきます。 提出のタイミングは、会議があった場合と同様で、サービス開始から1か月(～2か月)に、包括経由で提出をお願いします。また、追って提出書類早見表をホームページに掲載します。	R3.3.26
6	応援会議	【A型応援会議の開催方法について】 コロナ禍が終息すればメディアライブでの集合開催となるのか	現段階では未定です。会議の目的を達成できる方法で、参加者の皆様にとってより良い手段を検討します。	R3.3.26

7	応援会議	【難病や認知症の除外者の取り扱いについて】 すでに1回目の応援会議を終了しているケースであっても、応援会議対象外となるか	お見込みのとおり。	R3.3.26
8	応援会議	えぷろんサービスは開始から1～2か月後の開催で、回数は1回でよいか？	えぷろんサービス単独での利用の場合は、B型応援会議の対象となり、利用開始から1～2か月後の開催で、回数は1回となります。ただし、他のサービスと併用の場合は、A型応援会議の対象となる場合等もあります。	R3.3.26
9	通所A	○介護支援ボランティア加算について 1回のみ要件を満たした時に算定可能というのは、プロセス評価ではなく、6か月後にボランティア活動に参加できたら算定可能か？その場合、6か月後に算定するのか？（途中で参加できれば、途中での算定は可能か？）	介護支援ボランティアの実施が可能となり、介護支援ボランティアの登録を行った月の算定となります。従って、介護支援ボランティア登録と最初の介護支援ボランティアの実施が同月になることを想定しその月の算定を見込んでいます。	R3.3.26
10	通所A	○介護支援ボランティア加算について 地域の為に自身でできることを実行、とあるが、個人（個別ケース）に対して行うことは対象外か？	介護支援ボランティア受入機関において、指定を受けている介護支援ボランティア活動の内容に該当する活動が算定の対象となります。	R3.3.26
11	通所A	○介護支援ボランティア加算について デイで作成する「ボランティア計画」とは、所定の様式があるのか？または今まで通りの通所介護計画に記載すれば良いのか？	専用様式を現在作成中です。	R3.3.26
12	通所A	○介護支援ボランティア加算について ケアマネジャーのサービス担当者会議に生活支援コーディネーターとボランティアの受入れ先の参加は必要か？	サービス担当者会議への参加は要件ではありません。ただし生活支援コーディネーター、ボランティアの受入れ先とは調整等を行う必要があるためサービス担当者会議に参加することも想定されます。	R3.3.26
13	通所A	○チームオレンジ加算について チームオレンジ加算をとるには、参加する通所Aスタッフ、職域サポーター、住民はステップアップ講座を受講しないといけないのか？	加算の要件としては受講を義務付けはしませんが、受講することを推奨します。	R3.3.26
14	通所A	○チームオレンジ加算について 通算6回まで、とは1年で数カ月抜けても算定可能か？	連続での算定を前提としていますが、入院等でサービス提供が行われなかった場合も再開後に、チームオレンジの活動が継続している場合は算定可能です。	R3.3.26

15	通所 A	○チームオレンジ加算について 認知症診断を受けている者の根拠は主治医意見書か医師の聞き取り(口頭)ではだめか?	認知症診断は主治医意見書や医師の診断書による。	R3.3.26
16	通所 A	要支援1の利用者について、5週目がある月の5回目の利用分を施設独自の自費請求は可能ですか。要支援2の利用者も同様に、9回目の施設独自の実費請求は可能ですか	◆1月のサービス提供が要支援1は1回から4回まで、要支援2は1回から8回までだった場合は回数に応じた単価を請求する。 ◆1月のサービス提供が 要支援1は5回、要支援2は9回及び10回 だった場合は下記の包括報酬を請求する ○要支援1 (週1回のサービス提供) 1月当たりのサービス提供回数 1回～4回 回数単価(368単位) 1月当たりのサービス提供回数 5回 包括報酬(1472単位) ○要支援2 (週2回のサービス提供) 1月当たりのサービス提供回数 1回～8回 回数単価(377単位) 1月当たりのサービス提供回数 9回及び10回 包括報酬(3016単位)	R3.3.26
17	通所 A	通所型サービスAの基本報酬ですが要支援1は364単位/回、月1～4回、要支援2は373単位/回、月1～8回となっていますが、月によってはそれ以上の利用回数もあると思います。この場合の利用に関しては保険適用となるのか、保険外利用となるのか、取り扱いはどのようにしたらいいですか。	○要支援2 (週2回のサービス提供) 1月当たりのサービス提供回数 1回～8回 回数単価(377単位) 1月当たりのサービス提供回数 9回及び10回 包括報酬(3016単位) 従って要支援1の5回目、要支援2の9、10回目の請求について、施設独自の実費請求ではなく介護保険請求をお願いします。	R3.3.26
18	通所 A	要支援1及び要支援2の方の第5週目の利用(月5回目もしくは9回目の利用)について、介護保険での請求はできないことは理解したが、自費利用での請求は可能か?	※別紙1の算定例を参照してください。 ※桑名市総合事業通所型サービスA Q&A 令和3年3月29日版の問5は削除します。	R3.3.26
19	通所 A	事業対象者の月のご利用回数上限に伴う算定方法ですが、ケアプランに週1回のご利用と明記されている場合は、月4回まで算定可能ということですが、5回目分のみ要支援2相当の基本報酬単価で算定することは可能でしょうか ケアプランに週1回のご利用と明記されているにもかかわらず、月に5回ある曜日に通われているご利用者様は4回しか介護保険を使うことができずに自費等でご利用していただく形になるのでしょうか ケアプランに週2回のご利用と明記を変更した場合は要支援2相当の基本報酬単価・各加算等で算定することになりますか?月のご利用回数に関係なく、要支援2相当の単価で算定することになりますか。	【事業対象者の算定について】 ケアプランで定めた1週当たりの利用回数に応じて週1回利用の場合は上記の問16から問18の回答の「要支援1」を、週2回利用の場合は上記の「要支援2」の請求方法を準用してください。 従って週1回利用の方の5回目の算定は包括報酬の算定になります。また週2回のプランの場合は利用回数に関係なく「要支援2」の単価の請求となります。 ※桑名市総合事業通所型サービスA Q&A 令和3年3月29日版の問6は削除します。	R3.3.26

20	通所 A	<p>要支援1の人が通所型サービスAを利用し、同月中にショートステイを利用した場合の算定の方法はどうなりますか。</p>	<p>通所型サービスAの利用回数が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回から4回までだった場合 利用回数×回数単価(368単位)+ショートステイの利用単価 ・5回利用した場合 包括報酬(1472単位)+ショートステイの利用単価 <p>※日割りを行わず包括報酬で請求してください。</p>	R3.3.26
----	---------	--	---	---------